

## 阿賀野市告示第113号

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年6月18日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱（平成23年阿賀野市告示第42号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「(補助対象経費)」に改め、同条第2項を削る。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第6条の見出しを「(変更交付申請)」に改め、同条を第7条とする。

第5条を第6条とする。

第4条の見出しを「(交付申請)」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(補助金額等)

第4条 補助金の額は、次の各号により算出した額を比較していずれか少ない方の額とする。ただし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 実施団体における補助対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額
- (2) 別表の基準額の欄に掲げる額

別表中「第3条関係」を「第3条、第4条関係」に改める。

附 則

この告示は、令和3年6月18日から施行し、改正後の阿賀野市地域子ども・子育て支援事業等補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。